

久留米市企業局上下水道料金等関連業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「久留米市企業局上下水道料金等関連業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 久留米市企業局上下水道料金等関連業務
- (2) 業務内容 上下水道に関する、使用開始・中止等受付、料金収納、口座振替、滞納整理、給水停止・解除、水道メーター検針・管理、下水道受益者負担金、保安等の業務（詳細は「久留米市企業局上下水道料金等関連業務仕様書」のとおり）
- (3) 業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
※ただし、契約締結日の翌日から令和4年3月31日までの期間は、既存業務の引継、業務開始準備及び業務研修等の移行準備期間とし、当該期間に要する経費は受託事業者の負担とする。
- (4) 業務場所 久留米市企業局庁舎1階 久留米市企業局上下水道料金センター

3 予算額

- (1) 見積額の上限は、868,924千円(消費税及び地方消費税の額を含まない)とする。なお、年度ごとの上限額は、次のとおりとする。

年 度	価格上限額
令和4年度	173,784千円
令和5年度	173,785千円
令和6年度	173,785千円
令和7年度	173,785千円
令和8年度	173,785千円

- (2) 最低制限価格は、651,693千円(消費税及び地方消費税の額を含まない)とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
参加募集の公告	令和3年 8月24日(火)
参加申込書等の提出期間	令和3年 8月24日(火) から 令和3年 9月 7日(火) まで
参加申込書等の作成に係る質問書の提出期間	令和3年 8月24日(火) から 令和3年 8月31日(火) まで
参加申込書等の作成に係る質問書の回答	令和3年 9月3日(金) まで
参加資格の審査	令和3年 9月中旬
参加資格審査結果及び参加要請書の通知	
プロポーザルの実施に関する業務説明会	令和3年 9月24日(金)
企画提案書等の提出期間	令和3年 9月24日(金) から 令和3年10月15日(金) まで
企画提案書等の作成に必要な資料の閲覧期間	令和3年 9月24日(金) から 令和3年10月 1日(金) まで

企画提案書等の作成に係る質問書の提出期間	令和3年 9月24日(金) から 令和3年10月 1日(金) まで
企画提案書等の作成に係る質問書の回答	令和3年10月 6日(水) まで
プレゼンテーションの実施	令和3年10月27日(水)
候補者選定の審議	令和3年11月上旬
受託候補事業者選定結果の通知及び公表	令和3年11月上旬
業務委託契約内容等に関する協議	令和3年11月中旬
業務委託契約締結	令和3年12月上旬
受託事業者への研修、引継ぎ、準備期間	契約日の翌日から 令和4年 3月31日(木) まで
受託事業者による業務開始	令和4年 4月 1日(金)

※受付時間はいずれも平日午前8時30分から午後5時15分までとする。

※実施期間または期日については、変更することがある。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。また、共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができるものとし、その場合、次の各号のうち、いずれかの構成員は、(9)の条件を満たすとともに、全ての構成員が(9)以外の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税、市税
 - イ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 単独の法人又は、複数の法人による共同企業体であること。ただし、複数の共同企業体の構成員となつての参加や、共同企業体構成員と単独の法人としての重複参加をしていない者であること。また、共同企業体の場合、代表者を定めて共同企業体結成予定書兼委任状（様式第6号）を作成し、参加申込書の提出締切時点までに提出すること。
- (9) 上水道または下水道事業において、受付・窓口、検針、収納・滞納整理に至る一連の業務の受託実績を有する者であること。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定める規定を遵守し、障害者に対する合理的配慮の提供に努めることができる者であること。
- (12) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。ただし、共同企業体にあつては、構成員のうち1社以上がプライバシーマーク等を取得しているものとし、他の構成員は個人情報保護方針を定めていること。

《(8)で規定する共同企業体の場合》

- ア 構成員の中で出資比率が最も大きい者を代表者とする。
- イ 構成員の数は2ないし3社までとし、構成員の出資比率の最小限度基準は次のとおりとする。
 - 2 社の場合 30 パーセント以上
 - 3 社の場合 20 パーセント以上

7 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、プロポーザル質問書（様式第15号）を電子メールに添付して、「22 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

- ア 参加申込書等の作成に係る質問
令和3年 8月31日（火）17時15分まで（必着）
- イ 企画提案書等の作成に係る質問
令和3年10月 1日（金）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

- ア 参加申込書等の作成に係る質問については令和3年 9月 3日（金）までに、
- イ 企画提案書等の作成に係る質問については令和3年10月 6日（水）までに、
プロポーザル質問書（様式第15号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、ウ、カは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 参加資格に係る申立書（様式第2号） 1部
- ウ 登記事項全部証明書及び定款 1部
- エ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号） 1部
- オ 受託実績を証する契約書の写し（任意の一契約） 1部
- カ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部
- キ 情報セキュリティ等に関する公的認証の取得状況等調書（様式第4号）及びプライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していることを証明できる書類等の写し、ただし、共同企業体の構成員については、個人情報保護方針の写しでも可 1部
- ク 会社のパンフレット等 1部
- ケ 委任状（様式第5号） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

《共同企業体の場合》

- コ 共同企業体結成予定書兼委任状（様式第6号） 1部

※代表者：ア

※いずれかの構成員：オ

※共同企業体に属する全ての構成員分：イ～エ、カ～ケ

[納税等証明書]

申請者区分に従って○がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書発行所	法人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内		税目		
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

令和3年 8月 24日(火) から 令和3年 9月 7日(火) (土日祝日を除く。) までの8時30分から17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、企業局はその責めを負わない。

(4) 提出先

「22 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9 参加資格審査結果の通知

参加を希望する者から提出された参加申込書及び添付書類を基に、参加資格を審査する。資格審査の結果、参加申込事業者が参加資格を有すると認められる場合は、プロポーザル参加要請書(様式第7号)を送付する。

参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第8号)を送付する。

10 説明会

(1) 開催日

令和3年 9月24日(金) 予定

(2) 実施場所

プロポーザル参加要請書(様式第7号)にて通知する。

(3) 参加人数

2名以内

※申込は不要、欠席した場合は、必要に応じ後日書類を交付する。

11 資料の閲覧

希望者に対して日時を指定し、企画提案書等の作成のために必要な各種資料の閲覧を実施する。なお、指定日時以外の資料の閲覧は認めない。

(1) 閲覧期間

令和3年9月24日(金) から令和3年10月 1日(金)

(2) 閲覧場所

福岡県久留米市合川町2190-3
久留米市企業局上下水道部営業管理課

- (3) 閲覧人数
2名以内
- (4) 閲覧提供資料等
 - ア 業務マニュアル類
 - イ その他必要と認める帳票類
- (5) 閲覧申込方法
閲覧申込書（様式第9号）に必要事項を記載のうえ、電子メールに添付して、「22 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。
- (6) 留意事項
 - ア 閲覧希望日が複数の参加事業者で重複した場合等は、事務局にて調整のうえ、指定日時を連絡することとする。
 - イ 資料の閲覧は、上下水道部営業管理課内の指定された場所でのみ可能とし、指定の場所以外への閲覧資料の持ち出しを一切禁止する。
 - ウ 閲覧資料の一部又は全部について、複製することを一切禁止する。
 - エ 資料の閲覧において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

1.2 企画提案書及び関係書類の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第10号）1部 及び任意様式（一部様式の指定あり）16部（正1部、副15部）
副15部は会社名を除く。（「13 企画提案書作成方法」を参照）
 - イ 価格提案書（様式第13号）および積算内訳書（様式第14号）1部
長形3号の封筒に入れ、印鑑で封筒の綴じ目3箇所を封印をして提出すること。
- (2) 提出期間及び時間
令和3年 9月24日（金）から 令和3年10月 15日（金）（土日祝日を除く。）までの8時30分から17時15分まで（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、企業局はその責めを負わない。
- (4) 提出先
「22 問い合わせ先」に記載する担当窓口

1.3 企画提案書等の作成方法

- (1) 様式等の形式
 - ア 表紙 「久留米市企業局上下水道料金等関連業務」と記載。
 - イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ
 - ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き
 - エ 提出部数 16部（正1部、副15部）。副15部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データをCD-R等に格納し1枚提出。
 - オ 制限枚数 表紙を除き、100ページ以内とする。
- (2) 構成とポイント
 - ア 提案書の構成は、別紙『久留米市企業局上下水道料金等関連業務に係るプロポーザル審査評価基準』によること。
 - イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
 - ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
 - エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。ただし、一部指定の様式や写しの添付が必要なものに会社名の記載がある場合には、この限りでない。

(3) 価格提案書について

見積額は、価格提案書（様式第13号）にて令和4年4月から令和9年3月までの5カ年の合計見積額を税抜で記載すること。また、「3 予算額」の見積上限額を超えないこと、並びに、最低制限価格を下回らないこと。

なお、積算内訳書（様式第14号）には、その基となる単価、工数（人・日）、その他必要な経費区分が分かるように記載すること。

1.4 評価方法

評価方法については、別紙『久留米市企業局上下水道料金等関連業務に係るプロポーザル審査評価基準』によるものとする。

1.5 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によりプレゼンテーションを実施せず審査する場合がある。

(1) プレゼンテーション実施日

令和3年10月27日（水）予定

※応募者が多数の場合は、別途実施日を設ける場合がある。

(2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対してプレゼンテーション参加要請書（様式第16号）にて通知する。

(3) 提案時間 40分以内

(4) 質疑応答 20分程度

(5) 参加人数 3名以内（少なくとも1名は本業務の予定責任者とする）

(6) 留意事項

ア プレゼンテーションでは、企画提案書により提案内容を説明すること。説明に当たって、パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行うことも可能とする。その場合は、企業局が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

1.6 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

(2) 最高点の者が複数の場合は、提案価格が低いほうを候補者として選定する。

提案価格が同じであった場合は、最も配点が高い項目の点数を比較し、高得点であったものを候補者とする。それでも同じであった場合は、次に配点が高い項目で比較するということを繰り返し、契約の相手方の候補者として選定する。

1.7 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。（様式第18号、様式第19号）また、市ホームページにおいて選定結果の概要を公表することとする。

(2) 通知時期

11月上旬【予定】

1.8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

- (3) 実施要項で示された、提出期間及び時間、提出方法、提出先等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が、「3 予算額」の見積額の上限を超過した場合
- (7) 価格提案書の金額が、「3 予算額」の最低制限価格を下回った場合
- (8) この業務において、共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員となり参加した場合、又は単独でも参加した場合

1.9 契約に関する留意事項

- (1) 受託候補者に選ばれた応募事業者は、本業務に係る第一順位の契約交渉権を得るものとする。
- (2) 受託候補者と久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日規則第9号）及び久留米市企業局契約事務規程（平成2年久留米市公営企業管理規程第14号）に基づき随意契約を締結する。なお、契約については仕様書及び提案内容を基本とし、受託候補者と協議調整を行ったうえで締結する。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、次順位の者を繰り上げのうえ契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 本業務の目的達成のために修正すべき事項があると企業局が判断した場合には、受託候補者との協議により、項目の追加、変更又は削除等の変更を行うことがある。
- (5) 契約締結後、受託事業者が契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、管理者は契約を解除することができるものとする。この場合は、次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。
- (6) 上記(5)により契約を解除された受託事業者は、解約解除に伴う損害について、企業局に対して損害請求できないものとする。

2.0 情報公開及び提供

企業局は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

2.1 その他

- (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「2.2 問い合わせ先」に提出すること。
- (2) 提出書類
 - ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。
 - イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
 - ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
 - エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本企业局に請求することはできない。
- (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本企业局と契約に至った者が作成した企画提案書については、企業局が必要と認める場合

には、企業局は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した指定の誓約書を提出しなければならない。

(7) 共同企業体協定書の提出

共同企業体で候補者となった者は、契約の際に久留米市企業局上下水道料金等関連業務委託共同企業体協定書（様式第20号）を提出しなければならない。

2.2 問い合わせ先

〒839-8501 久留米市合川町2190番地3

久留米市企業局 上下水道部 営業管理課（担当：桑野・立石）

電話 0942-30-9078 ファクシミリ 0942-38-2694

電子メールアドレス eigyokan@city.kurume.fukuoka.jp